

議会改革推進委員会会議録

令和7年12月19日

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員定数について

議会報告会について

行政視察の在り方の見直しについて

市議会災害対応について

会派制の在り方について

無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）

予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）

今後の開催日程について

出席委員（5名）

委	員	長	大	川	裕	君		
副	委	員	長	鈴木	敦	子	君	
委		員		楊	隆	子	君	
委		員		武	松	忠	君	
委		員		大	川	晋	作	君

議会局職員出席者

議	会	局	長	室	伏	正	彦				
副		局	長	高	橋	洋	子				
議	事	調	査	担	当	課	長	勝	又	光	一
議	事	調	査	係	長	橋	本	昇			

議事調査係長	星	崎	貴	之
主査	李		洽	一
主任	柿	崎	祐	大
書記	神	田	明	香

午前10時 0分 開会

○委員長【大川 裕君】 ただいまより、議会改革推進委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和7年10月23日に引き続きまして、第4回目の委員会となります。協議事項に入る前に、まず、前回の委員会の内容を確認させていただきます。

参考資料1「前回の議会改革推進委員会について」を御覧ください。

はじめに、「検討項目について」、「1 議員定数について」は、次回以降も継続協議していくことが決定しました。

次に、「4 タブレット導入による政務活動費の見直しについて」は、インク・トナーカートリッジ、FAX使用料ともに按分率50%、上限額はなしとすることが決定いたしました。

次に、「6 休日・夜間議会について」は、実施すべきでないことが決定しました。

次に、「12 会議録の暫定版の発行について」は、議会局の説明条件である「対象の会議は、本会議と3常任委員会、予算、決算特別委員会とする」、「校正前のPDFデータを、公式記録ではない暫定版として、議員と職員のみに対し、閲覧できるようにする」、「会議録がホームページに公開された後はデータを削除する」、「データ提供の目安は、原則、本会議が開催日の約16日後、委員会が開催日の約30日後とする」を付した上で、発行すべきとすることが決定しました。

次に、「検討項目について」、「5 議会報告会について」、「10 行政視察の在り方の見直しについて」、「13 市議会災害対応について」の以前に協議した際の結果や県内他市の状況などを書記から説明し、各会派に事前に話し合っていたための調査票を配付いたしました。

以上が、前回の委員会の協議内容となります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についての、ア 議員定数についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、イ 議会報告会についてを議題といたします。

前回の本委員会で各会派に調査票を配付した項目イからエにつきまして、その調査結果をとりまとめた一覧表を、委員の皆様事前に配付させていただいております。

つきましては、書記にイからエについて一括して資料の説明をさせ、資料に対する質疑を行った後、1件ずつ協議をしまいたします。その際、改めて各会派から考え方を発表いただきたいと思いますが、事前に「一覧表」を確認していただいた結果、「一覧表」に記載の考え方を変更されたいという場合は、その旨を発表していただいても構いませんので、よろしくお願いたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

資料2「調査結果のとりまとめ一覧表」を御覧ください。

前回の本委員会で、各会派に調査票を配付しましたが、その調査結果をとりまとめた一覧表になります。なお、表中、網掛けとなっている部分は、多数意見をお示ししています。

各会派の御意見につきましては、この後、発表をお願いしたいと存じますが、まずは集計結果を御報告いたします。表の一番下の「集計」欄を御覧ください。

表の一番左側になります「議会報告会」は、「実施すべき」が1会派、「現状維持とすべき」が3会派、「その他」が1会派となっています。「その他」の意見といたしましては、議長が市民に対して必要であるとするテーマや議題について、シンポジウムの行うというものです。

次に、「行政視察の在り方の見直しについて」は、「見直すべき」が1会派、「現状維持とすべき」が4会派でした。

最後に、「市議会災害対応について」は、「小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべき」（規程の見直しとマニュアルの作成の両方を進めるもの）が2会派、「小田原市議会災害対策対応規程について見直すべ

き」（規程のみ見直すもの）が2会派、「災害発生時議員行動マニュアルを作成するべき」（マニュアルのみ作成するもの）が1会派でした。

次に、2枚目になりますが、無会派議員3名から御意見をいただきましたので、表のとおり記載しております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

本資料について質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、まず、議会報告会についてを、会派届け出順に、公明党・楊委員から、調査票に記載していただいておりますが、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 議会報告会については、基本的には現状維持で良いと思っているのですけれども、議長が市民に対して必要であるとするテーマや議題などについては、シンポジウムみたいな形で実施することがあっても良いかなと考えます。

そういう意味で「その他」としておりますけれども、そもそも、現在も議会報告会、議長が必要と思った際に行うとしているので、そういった意味では、現状維持に近いかと思えます。広報という観点では、市民に対して何かしらの説明をする場を持つことは否定するものではありませんが、限られた時間の中で、市民の方に多角的な、様々な意見や質問について、的を得た質疑・応答をすべきですが、なかなか困難であると想像つきます。そのような中で、時の議長が、市民に対して説明が必要であるとするテーマや議題に対して、シンポジウムの的に行うことは有効であるのかなと思えます。ただ、報告会の持ち方、会の運営やルールなどについて、本来の趣旨から逸脱しないように十分検討して設定する必要があると考えます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 誠和は、「現状維持とすべき」というか考え方ののですけれども、ただ、現状だと、小学生や中学生に対して議場見学会という形でやっていて、その効果というのは十分認めるところなのですけれども、一方、一般の大人に対してやる場合に、現状維持なののですけれども、例えば、茅ヶ崎や藤沢で、カフェトークとか、意見交換会のアロハトークみたいなものを少人数で、街なかでやっているようなことがあ

りまして、そういうのは検討してもいいのかなというようなことです。ただこれは積極的
なという意味ではなくて、現状維持でまずはやるということでございます。

○委員長【大川 裕君】 ありがとうございます。続いて誠新、私ですね。

私どもも「現状維持とすべき」で、議長が必要と認めれば開催するという事は変わっ
ていないです。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、志民の会・ミモザりっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 私たちの会派は一貫して「実施すべき」という形
でいきたいと思えます。議場見学会はやはり有効ではあると思えますけれども、あくまで
児童・生徒向けであります。一般市民に対しては、以前ありました2市のことで検討会を
シンポジウムのやったのが最後になっていると思えます。一般市民に対しては報告会を
開催していないという形です。それが市民から、議会が何をやっているのだろうというこ
とが見えにくいことが市議会への不信感にもつながっているというふうに考えます。そう
いった意味でも、市民への説明責任を果たして議会報告会をすべきであると思えます。

開催できないということが、課題をやはり、過去経験した、議会報告会を経験した議員
は、いろいろな形を見てきていますので、課題があることは分かるのですけれども、それ
ばかりを挙げるのではなくて、どうやったら開催が可能か。まずは議論を、検討をするこ
ろから始めるべきだと考えます。そもそも、議長が必要と判断した場合という規定から
考えたほうがいいのか。結果的に、それによって開催されないという形になって
おりますので、そこから考え直すべきであると思えます。やり方としては、先ほど公明党
の楊委員が言ってくださったようなシンポジウムですとか、それから武松委員が言ってく
だされたようなカフェトークでもアロハトークでも、とにかくどのような形でも、そうい
ったことをまず議論して、形から議論して、そしてやるべきだと思えます。開催をするべ
き。テーマを決める。例えば、今だったら公共施設のあり方ですとか、それから議員定数
のことも大きなトピックであると思えます。そういったことをテーマにして、やってもい
いと思えますし、また、視察の報告であるとか、テーマに沿った基調講演という形で先生
を呼んで座談会のような二部形式でもいいと思えます。そういったことをまず議論する、
検討するところからしていけたらと思えます。開かれた議会に向けて、とりあえずやっ
てみるという姿勢が大切ではないかというふうに考えます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 維新の会・次世代おだわらも、「現状維持とすべき」と考えます。先ほども皆さん、楊委員もそうですし武松委員もそうでしたけれども、シンポジウムとか、そういったカフェトークもそうですけれども、議論することは必要だと思いますが、現状として、議場見学会が結構いい調子で進んでいますし、かなりのハードスケジュールであることも確かです。開かれていないという部分では、きちんと、議場という部分では、一般質問でも何でもそうですけれども、一応、議場は開放されているので、そういったところで私は生み出されていると思います。ですので、現時的な部分で維持できればと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「実施すべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が3会派、「その他」が1会派でございました。

それでは協議に入りますが、御意見等のある方は挙手をお願いします。

○副委員長【鈴木敦子君】 現状維持とはいえ、シンポジウムのような形であるとか、カフェトークやアロハトークのような形でもという御意見もございましたので、それはプラスアルファと考えたときに、現状維持というよりも、積極的ではないという意見もありましたけれども、何かしらやってもいいのではないかという考えもあるというふうに受け取りました。ですので、ここはもう少し議論の余地があるのではないかと思います。例えば、議会運営委員会で視察に行かれた市議会では、議会報告会を丁寧にやっているというようなことも学んできたというふうに聞いております。ぜひそういった議会運営委員会の視察も生かして、私たちの小田原市議会は、より開かれた方向に進むべきだと思いますし、議場見学会はやはり、先ほども言いましたように、あくまでも今は児童・生徒向けであります。ぜひ負荷がかからないような形を検討するという形で、まずやってみるということを提案したいと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま鈴木副委員長のほうから、様々な御意見がありましたし、武松委員のほうからもカフェトークとかという話もございましたので、そういった資料を1回、もう1回提出し直させていただいて、精査をした後、この件については審査していきたいというふうに思いますので、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 それでは御意見等も尽きましたので、これで終わります。今回については、ただいまの御意見のままでは本委員会では方向性を決定できませんので、つきましては正副委員長としては方向性の決定を次回の本委員会に持ち越したいと思えますけれども御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、次回の本委員会では方向性を決定するに当たりまして必要となる追加の調査や資料等がございましたら御意見ををお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 よろしいですかね。先ほど私が申し上げてしまいましたので。御意見等もございませんのでこれで終わります。

○副局長【高橋洋子君】 オンラインのところで、委員長がその資料をという、その資料の中身のことは、もしかして触れていないかなと思いますので、発言していただくか委員長から言っていただくか、言っていただいたらよろしいかと思います。

○委員長【大川 裕君】 それでは、武松委員のほうからお願いします。

○委員【武松 忠君】 私のほうで得た情報では、茅ヶ崎市議会の意見交換会のアロハトーク、それから藤沢市議会のカフェトーク藤沢というのが具体的に名前が出ておりましたので、どのように運営されているのか、そのあたりの資料がいただければありがたいと思います。

○委員長【大川 裕君】 それでは、カフェトーク等の資料を追加で用意させていただいて、次回以降の本委員会におきまして方向性を決定することといたします。

以上で、検討項目についてのイ、議会報告会についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、ウ 行政視察の在り方の見直しについてを議題といたします。

資料2を御覧ください。

資料2についての書記の説明が終わっておりますので、公明党の楊委員から補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 こちらは、「現状維持とすべき」ということで、行政視察については各委員会の課題解決のヒントとなるテーマを模索したり、あと正副委員長を中心に、委員会メンバーでよく熟慮して検討・決定しております。視察後の委員の意見や、実施報告を確認しても非常に有効であり、価値のあるものになっていると思います。よって、現状維持で問題ないと考えます。また、行政視察の性質上、現地に赴いて、見て、聞いて、感じることは非常に重要であって、委員の皆様からも同様に意見が挙がっております。規定の範囲内での現地視察を中心に実施することで良いと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 誠和は、「現状維持とすべき」です。

理由なのですが、行政視察の市政への反映については、各議員個人が行うべきであるということがまず一点。それから、例えば、常任委員会等で視察結果をもとに、ある程度政策をまとめるとかということになると、また、それはそれでかなり所管事務調査のような形をとったりとかになるので、なかなか細かい項目に対して、それを行うというのはなかなか厳しいのかなということで、なかなか実行が伴わないものになるのではないかなというような協議の結果でありました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて誠新、私の会派ですけれども、「現状維持とすべき」で結構だと思っております。

続いて、志民の会・ミモザりっけん。

○副委員長【鈴木敦子君】 我が会派は、「見直すべき」という結論になりました。

意見としては、2泊3日、遠方などにこだわらず、内容重視に切り替える必要性があるのではないかな。オンライン視察の導入などを図ったらいいのではないかなということです。改選後、議員の世代等も変わってまいりました。今後、また、例えば、出産であるとか、

子育て中であるとか、そういった配慮すべき点も出てきていると思います。

ここで一度見直すべきであると考えます。あと、視察の成果を、やはり例えば報告会などがあって、分かりやすく市民に還元できる形になれば、より良いと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 維新の会・次世代おだわら。

○委員【大川晋作君】 私ども会派としても「現状維持とすべき」と思います。今、現状、地方に行って、やはり、触れるもの、見るもの、本当にいいものがあります。

それに対して、実際、委員会で、どこという部分での、やはり話し合いなどもしっかりできていると思いますので、ぜひともこれは現状維持でお願いしたいと思います。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。「見直すべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が4会派でございました。

この検討項目につきまして、正副委員長としましては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

それでは、協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

○副委員長【鈴木敦子君】 私も副委員長ではあるのですが、やはり会派で何度も話し合いましたが、やはり最終的には、ここで多数決で決まるということにはなってしまうのですが、やはりコロナ以降、オンラインなどの精度も上がってますし、一度ここで在り方を考えていただけたらという意見は変わりませんでした。

例えば、先進事例というのも、もう少し近くにある場合もあったり、わざわざ遠くに行くまでもないこともあったかと思います。そういった点で内容重視に切り替えていただけたらという意見が多数でした。この点において今日決めるということではあるのですが、例えば、議長はどのようにお考えか伺ってもいいですか。（「会派の意見だから」と呼ぶ者あり）そうですね。会派、そうですね。「現状維持とすべき」という会派が4会派でございますので、できれば、行き先を検討する際には重々議論を深めていただけるように、要望いたします。

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩します。

午前10時22分

休憩

午前10時26分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開をいたします。

御意見等も尽きたと思いますので、これで終わります。

それでは「現状維持とすべき」という会派が多数ですので、行政視察の在り方の見直しについては現状維持とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、検討項目についての、ウ 行政視察の在り方の見直しにつきましては「現状維持とすべき」と答申することといたします。

以上で、検討項目についての、ウ 行政視察の在り方の見直しについてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、エ 市議会災害対応についてを議題といたします。

資料2を御覧ください。

資料2についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 「災害発生時議員行動マニュアルを作成すべき」と書いたのですけれども、維新の会・次世代おだわら、志民の会・ミモザリっけんなども「災害対応規程について見直し」と書いてあるのですけれども、それはそれでいいのかなと私も思いました。災害発生時における議会の機能の維持とか、また議員とか、議会局の役割を明確にして、記載に当たっては、各人の行動フローなどがまとまっていると、意識して情報伝達の漏れが防げるし、誤解を減らすことに繋がるかなと思いました。よく民間などで導入されている例を参考に、例えば、震度5以上の地震発生時の際は、各議員が議会局に自身の安否の確認、家族や家屋の確認、今どこにいるのか、これからどこに行くのかなど、情報を共有すべきものも必要ではないかなと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 誠和は、「小田原市議会災害対策対応規程について見直すべき」ということにしております。その理由は、市本体の災害対策本部と議会の災害対策本部というのを、二つつくるのですけれども、平成16年にこうした規程を最初につくるときに、いろいろなところに視察に行ってみたのですけれども、議員が、直接、災

害対策本部なり、所管に連絡を取ってしまって、いわゆる災害対策本部の業務を邪魔したりしてしまっただと。順番を入れ替えたりしてしまったりとかというのがあって、私はつくったと思っているのですね。

参集するとかというのもあるのですけれども、それよりも、その本部、市のほうの本部の業務に影響を与えないために、その市の本部があって、情報等は市議会の本部に集めて、本部と議会のやり取りは本部同士でやるというようなことにしないといけないというふうに根本的には思っているのですね。

そうすると、マニュアルだと、少しいい加減になってしまうような形があるのかなと思っただので、その規程に、その明確に定めるべきではないかというようなことを考えたわけです。

以上が、理由でございます。

○委員長【大川 裕君】 続いて私どもの会派ですね。

「災害発生時議員行動マニュアルを作成するべき」ということになっておりますが、ここは大勢順応でいいかなと思っているところでありますので、私どもの会派はそれで結構でございます。

それでは、志民の会・ミモザリっけん。

○副委員長【鈴木敦子君】 私ども会派は、「小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成するべき」と、両方を言っています。

規程については、提案会派の理由のとおり見直しが必要と考えます。あと、マニュアルについては、災害発生時の議員において必要とされる行動がどのようなものなのか。そこから議論してマニュアルに明記すべきことがあるならば作成すべきと考えます。

例えば、議長が本庁に参集しなければならないという場合、井上議長とか、前の大川議長は来られるのかなと思うのですが、例えば、加藤仁司議長のときあった場合、橋から来るだけで大変ですし、例えば、私が、万が一議長になった場合、片浦からは、とてもではないけれども参集できません。そういった点も考慮して作成すべきであると考えます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら。

○委員【大川晋作君】 私どもの会派は、「小田原市議会災害対策対応規程について見直すべき」と考えています。やはりつくられた当時とは、現状変わってきて

いるところもあると思いますので、見直すべきだと思うのが一つと。あとは、実際のところ、「マニュアル」というのを入れなかったという部分でいうと、今、武松委員と同じようなのですけれども、やはり規程をしっかりとつくって、その規程に沿ってやるべきだと思いますので、やはり規程をしっかりとするほうで、逆に、何か、規程とマニュアルがあると、両方見てしまうみたいな形もあると思うのですけれども、実際のところ、規程ですっきりできればと思っております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべき」とする会派が2会派、「小田原市議会災害対策対応規程について見直すべき」とする会派が2会派、「災害発生時議員行動マニュアルを作成すべき」とする会派が1会派でございました。

それでは、協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

○委員【楊 隆子君】 私たちの会派は、先ほど述べましたように、「小田原市議会災害対策対応規程について見直し」というところに入って、そちらのほうでお願いしたいと思っております。

議長や議会運営委員会の委員長とかが集まって、議会局とともに入口をつくってくれるのはすごいありがたいことですが、他の議員たちがどのように行動しているのかとか、連絡をどうすればいいのかとか、最低限の、皆さんがどうやって動くのかとかの情報を明確化していくことはやはり大事ではないかなと思えました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 その他ございますか。よろしいですか。

暫時休憩します。

午前10時32分

休憩

午前10時36分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの御意見のままでは、今回の本委員会で方向性を決定することは難しいように思いますので、つきましては、正副委員長としては方向性の決定を次回の本委員会に持ち越したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、次回の本委員会で方向性を決定することに当たりまして、必要となる追加の調査や資料等がございましたら御意見を申し上げます。

○委員【楊 隆子君】 全国の事例で、どこかでフローチャートみたいになってるようなものの例があれば見たいです。申し上げます。

○委員長【大川 裕君】 その他ありますか。いいですか。

それでは、フロー等の用意は、議会局のほうでできますかね。

○議会局長【室伏正彦君】 御用意できます。

○委員長【大川 裕君】 それでは、フロー等の追加資料を御用意させていただいて、次回以降の本委員会におきまして方向性を決定することといたします。

以上で、検討項目についての、エ 市議会災害対応についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、オ 会派制の在り方についてを議題といたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

資料3「検討項目」の表を御覧ください。

こちらは、「関係する法令等」、「以前に協議した際の経緯」、「現状・課題・補足事項」、「前回の委員会の検討結果」などを記載しております。

回りの第5回委員会で詳細協議を行っていただく検討項目として、他市状況など、ある程度資料が揃ったものとなりますが、表の「項目」欄にございますように、「2 会派制の在り方について」、「3 無会派議員に対する対応について」及び「11 予算特別委員会の効率的な運営について」の3項目とさせていただきたいと存じます。

まずは、「会派制の在り方について」を御説明いたします。

提案理由といたしましては、1として、小田原市議会基本条例第6条に、「会派は、主として政策を同じくする議員で構成する」、政策立案等に関し、「必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする」とあり、「3人以上で会派を結成することができる」とございますが、条文の内容について認識を共有し、必要であれば会派の構成要

件を検討していくこと、2として、現行制度では3人以上でなければ会派を結成できず、少数会派や無会派議員の活動機会が制限されていることから、2人または1人でも会派を結成可能とし、議会内の多様な意見を反映できる制度に見直すというものでございます。

なお、近年の協議はございません。

現状・課題につきましては、申しあげました少数会派や無会派議員の活動機会の制限のほか、補足事項といたしまして、政策立案の観点になりますが、議員の議案提出に当たっては、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要であり、本市の場合は、それが現在3人以上ということで、結果的にということになりますが、会派結成の最低人数と合致した数値となっております。また、会派制の見直しに当たっては、議員定数や無会派議員に対する対応も、併せて検討していく必要があると思われま。

続きまして、資料5「議会運営上の会派等の取扱いについて」の表を御覧ください。

こちらは、県内の市議会の状況をまとめた表となります。この資料につきましては、次の協議事項「無会派議員に対する対応について」でも使用させていただきます。

表の左側から、「自治体名称」、「議員定数と現員数」、会派の「設置根拠」、「構成人数」、こちらは「交渉会派」がある場合も記載しております。それから、現状の「会派数」と「無会派議員の人数」、常任委員会の「委員会数と委員定数」、「団体意思」と「機関意思」の議員提出議案の提出に必要な議員数、無会派議員の「代表者会議」、「議会運営委員会」、「特別委員会」への参加状況、そして、予算「議案の審査」委員会を記載しております。

それでは、左側、「会派」の欄を御覧ください。本市より人口が多い市では、中段より下、「13 厚木市」と「14 大和市」では、2人以上から会派の結成を認めているようです。ただし、本市より人口が多い他の市では、2人以上から会派を結成することができても、「交渉会派」としては、3人以上となっている状況でございます。なお、「交渉会派」ですが、会派のうち、一定数以上の議員が所属している会派ということで、本会議での代表質問権などを持つことができ、議会運営委員会や代表者会議にも参加できます。他市では、議員数が交渉会派に満たない場合に「非交渉会派」としているところもございませぬが、議会運営委員会や代表者会議への参加等が制限されている状況でございます。

最後に、資料4「調査票」を御覧ください。

調査票は、他の検討項目を含め6枚となりますが、まずは1枚目を御覧ください。

会派制の在り方について、会派の構成人数について「見直すべき」、「見直すべきでは

ない、現状維持とすべき」、「その他」により、皆様のお考えを伺う内容としております。また、その理由のほか、「見直すべき」と回答された場合は、具体案も併せて御記入をお願いしたいと存じます。

この調査票に、会派名、各会派の御意見を御記入いただき、1月15日（木）までに、ラインワークスの「議会改革推進委員会のトーク」宛て御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましては一度会派にお持ち帰りいただきまして調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目についての、オ 会派制の在り方についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、カ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外委員の発言）を議題といたします。

書記に、資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

再び、資料3「検討項目」の表を御覧ください。

表の中段、「無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外委員の発言）」ですが、本委員会においては、近年の協議はございません。右側の欄の「現状」といたしまして、議会運営委員会において、予算・決算特別委員会への無会派議員の参加を試行している状況でございます。また、委員外委員の発言につきましては、その都度、委員会において委員に諮る形となっております。そのため、無会派議員の議会運営委員会や予算・決算特別委員会への参加についての検討とさせていただいております。

続きまして、再び、資料5「議会運営上の会派等の取扱いについて」の表を御覧ください。

表の右側、「無会派議員の参加」欄となりますが、「代表者会議」においては、「×印」が多いのですが、委員外議員としてではなく、正式な一員として、無会派議員が、許可なく、参加及び発言できる市はございませんでした。「議会運営委員会」や「特別委員会」では、もう少し緩やかな制約となっているようです。

最後に、再び、資料4「調査票」の2枚目を御覧ください。

無会派議員に対する対応について、「見直すべき」、「見直すべきではない、つまり、予算・決算特別委員会への参加の試行、委員外議員の発言は都度諮る形を継続するという現状維持」、「その他」により、皆様のお考えを伺う内容としております。また、その理由のほか、「見直すべき」と回答された場合は、具体案も併せて御記入いただき、ほかの調査票と同様に、1月15日（木）までに御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

質疑や御意見のある方は挙手願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましても一度会派にお持ち帰りいただきまして調査票により現時点での各会派の御意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目についての、カ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）を終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、キ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）を議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】

それでは、私から御説明いたします。

再び、資料3「検討項目」の表の下段を御覧ください。

左側の欄でございますが、提案理由といたしましては、限られた時間内で、効率的に充実した予算審査を行いたく、そのために「事前の資料提出による執行部（部局長）からの議案説明時間の短縮」、「予算説明資料の充実化」、「個別審査における簡潔明瞭な質疑・意見」、「資料請求」について検討していきたいものでございます。なお、本委員会においては、近年の協議はございません。

「現状・課題・補足事項」につきましては、2枚目を御覧ください。

2枚目から3枚目にかけて、次の4項目、「1 より詳細な情報の提供について」、「2 予算書の記載について（一部金額の記載のないことについて）」、3枚目になりますが、「3 説明について」、「4 資料の請求について」で整理した表を記載しております。

まず、2枚目の「1 より詳細な情報の提供について」でございますが、現況といたしまして、予算審査に当たりましては、「予算書」、「予算説明資料」、「事業内容一覧表」が配付されています。そして、「事業内容一覧表」には、予算書の事項別明細書に掲載されている事業ごとに、事業名、事業内容、事業費、予算書のページが記載されております。

課題といたしましては、効率的・効果的な審査のためにできるだけ情報が明かされているほうがよく、そのため、他市と比べて改善を検討する余地があることでございます。対応といたしましては、他市の例を参考に、機会をみて、「事業内容一覧表」の内容に、各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望するとしてございます。

ここで、対応案の参考といたしました他市の例を御説明したいと存じますので、参考資料2「予算書等の資料 他市の例」の表を御覧ください。

いずれも詳細を記載した資料を配付している例として、県内から「鎌倉市」と「秦野市」、そして、去る8月に、議会運営委員会で行政視察をした「いなべ市」の状況を記載しております。各市が実際に配付している資料につきましては、鎌倉市を2枚目以降、いなべ市を5枚目以降、秦野市を7枚目以降に記載していますので、参考に御確認いただきたいと存じます。

1枚目になりますが、鎌倉市及びいなべ市では各事業費の内訳まで記載された資料が配付されております。最初から各事業の詳細が把握できるのはメリットですが、デメリットといたしましては、資料の作成量（ページ数）が膨大になることがございます。表の下段、

秦野市においては、資料として「予算要求書の一部」を配付されています。秦野市のメリットといたしまして、個々の事業費の節の内訳の額のほか、増減理由や評価等まで把握することができます。ただデメリットといたしましては、「予算要求書」は基本的に内部資料の位置づけのものであり、そのまま公開できない情報も含まれていること、また、「予算要求書」の様式が各市で異なり、本市の予算要求書には、秦野市の「事業の概要」のような情報が含まれていないことが挙げられますことから、この秦野市の例については、このように詳細資料の提出を求めている市もあるということで、参考として御紹介させていただきます。

それでは、再び、資料3「検討項目」の2枚目にお戻りください。

表上段の右側、補足欄でございますが、当初に配付される資料に一定の内容が示されていれば、委員会での細かい質疑は不要となるため、個別審査における簡潔明瞭な質疑・意見につながり、会議の効率化が期待できるものと考えております。また、資料のデータ提供が進んでおり、ボリュームのある資料の配付も可能となっております。ただ、現在本市で配付している「事業内容一覧表」は、財務会計システムという市のシステムからデータを抽出して一覧にしておりますが、現行システムでは、各事業費の内訳までのデータ抽出はできないため、今、「事業内容一覧表」に事業費の内訳を加えようとするれば、職員の手入力が必要になるとのことでございます。

以上のことから、対応といたしましては、他市の例を参考に、機会をみて、「事業内容一覧表」の内容に、各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望するとしております。

続きまして、表下段の「2 予算書の記載について」でございますが、現況といたしましては、入札に影響が出ないよう、工事請負費と委託料につきましては、個々の事業の予算額が伏せられており、質疑をしても答弁がされない状況となっております。

課題といたしましては、数字が分からない状態では、十分な審査ができないこと、また、他市では公表している場合があることが挙げられます。補足といたしまして、工事請負費につきましては、設計金額（予定価格）と予算額は異なるため、予算額を公開しても入札には影響を生じづらいのですが、委託料につきましては、予定価格と予算額がほとんど変わらないことが多く、予算額を公開すると入札に影響を生じる可能性が高い状況にございます。そのため、対応といたしましては、工事請負費につきましては、個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望するとしてございます。

引き続き、3枚目を御覧ください。

次に、「3 説明について」でございますが、現況といたしまして、各部の個別審査の冒頭で、所管部局長が主な事業を口頭で説明していますが、課題といたしまして、時間がかかることや、聞いているだけでは、内容がよく分からない場合があることが挙げられます。そこで、対応といたしましては、説明資料が提出されている事業の口頭説明は、全文朗読ではなく要点を抜き出したものとする、また、説明資料の提出のない事業について説明をする場合は、口頭説明の読み原稿に相当する文書を提出してもらい、それをもって口頭説明は省略することを考えております。補足の欄に記載のとおり、資料と口頭説明の重複をできるだけ省略し、説明の簡便化を図るとともに、資料が特段作られていない事業の説明を文書で確認できることで、聞き漏らしや把握漏れを防ぐことができます。なお、この文書は、先ほど「1 より詳細な情報の提供について」で協議対象といたしました、事業内容一覧表の内容変更と関連性が高いものでございます。各事業の内訳が分かる資料の配付が実現すれば、説明の在り方は、また改めて検討する必要も生じるかと思っておりますが、実現の可否等が不明の現時点としては、それぞれの項目を別々に御判断いただければと存じます。

「4 資料の請求について」の現況といたしましては、委員会審査の中で、都度請求（発議、執行部確認、採決）となっており、資料は、閉庁日を除く、請求の翌日の午前10時までに提出することになっております。課題といたしましては、請求の頻度によっては会議時間に影響を生じること、総括質疑で使われない資料の請求もあること、短い時間で資料を作成しなければならず、執行部に過度の負担を強いていることが挙げられます。

そこで、対応といたしましては、1点目に、例年請求している資料や、要求することが既に分かっている真に必要な資料につきましては、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求するとしてございまして、その提出期日は、所管部局の審査の翌日の15時までとするものです。この対応の補足といたしまして、当初予算審査時には、基礎的なデータ、または事業実績の推移などは、審査の前提として必要であることから、例年同じような資料が請求される状況もあるため、手続きの簡素化を目指すものでございます。対応の2点目といたしましては、委員会の中で必要となった資料は、これまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限を、請求の翌日の午前10時までではなく、請求の翌日の15時までとするものでございます。

この対応の補足といたしまして、近年は、電子データでの提供となっていることから、

資料の作成、請求議員への確認の過程に余裕を持たせた提出期限の設定が可能となっている状況が挙げられます。対応の3点目、4点目は、執行部の過度の負担の軽減のための対応となるものでございます。まず、3点目でございますが、補足の欄のとおり、本市の文書保存年限は5年とされているものが多く、最長でも10年に設定されていることから、年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとするものでございます。対応の最後といたしましては、資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合には、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出ていただくとするものでございます。

最後に、再び、資料4「調査票」の3枚目を御覧ください。

3枚目から6枚目に向け、ただいま御説明いたしました4項目につきまして、「対応案のとおり」、「現状のままでよい」、「その他」により、皆様のお考えを伺う内容としております。また、その理由も併せて御記入をお願いしたいと存じます。なお、5枚目の「3 説明について」と6枚目の「4 資料の請求について」は、対応案が複数ございますので、複数回答可能としております。

ほかの調査票と同様に、1月15日（木）までに御提出いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。質疑や御意見のある方は挙手願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、こちらの項目につきましても一度会派にお持ち帰りいただきまして調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目についての、キ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）を終わります。

それでは、調査票3種類につきましては、1月15日（木）までに、ラインワークスの議会改革推進委員会のトーク宛て御提出願います。

なお、議事を効率的に運営するため、調査票の提出に際しては、会派としての意見を整理・集約いただきますようお願いいたします。

また、無党派議員に対しましても、意見の参考として調査票を配付することとしたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、協議事項（１）検討項目についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、協議事項（２）今後の開催日程についてを議題といたします。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 0 分 休憩

午前 11 時 2 分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の、第５回の開催については１月30日（金）の午前10時からといたします。第６回については、３月18日（水）午前10時からとさせていただきます。

以上で、本日の議題については全て終了いたしましたので、議会改革推進委員会を散会いたします。

午前 11 時 2 分 散会

議会改革推進委員長 大 川 裕

議会改革推進委員会提出事項

令和7年12月19日（金）

午前10時00分

第2委員会室

1 協議事項

(1) 検討項目について（資料1～5、参考資料）

ア 議員定数について

イ 議会報告会について

ウ 行政視察の在り方の見直しについて

エ 市議会災害対応について

- ・各項目について協議いただく

オ 会派制の在り方について

カ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）

キ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）

- ・調査票（資料4）の様式により、各会派の考え方を記入の上、令和8年1月15日（木）までに提出いただく

(2) 今後の開催日程について

- ・次回（第5回）及び第6回の開催日程について調整いただく